

第152期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

場所

高松市亀井町5番地の1
当行本店（5階ホール）
末尾の「株主総会会場ご案内略図」を
ご参照ください。

目次

■ 第152期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件	12
【添付書類】	
■ 事業報告	23
■ 計算書類等	53
■ 監査報告書	58
株主総会会場ご案内略図	

書面（郵送）または
インターネットによる



議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時まで

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

昨年から、株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



いい出会い ふくらむ未来

百十四銀行

証券コード：8386

(証券コード 8386)
2021年6月7日

株 主 各 位

高松市亀井町5番地の1
株式会社 百十四銀行
取締役頭取 綾 田 裕次郎

第152期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第152期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（2頁～4頁）に沿って、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時	2021年6月29日（火曜日） 午前10時
2. 場所	高松市亀井町5番地の1 当行本店（5階ホール）
3. 目的事項	<ul style="list-style-type: none">● 報告事項<ul style="list-style-type: none">1. 第152期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件2. 第152期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件● 決議事項<ul style="list-style-type: none">第1号議案 剰余金の配当の件第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

以上

昨年から、株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法があります。

株主総会にご出席されない場合の議決権行使

■ 郵送



行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

■ インターネット（スマートフォン・タブレット端末・パソコン等）



行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時受付分まで

当行指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は、次頁をご覧ください。

機関投資家の皆さまへ：「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会にご出席される場合の議決権行使



開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時 開会
（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

開催場所 当行本店（5階ホール）高松市亀井町5番地の1

会場の詳細は、巻末をご覧ください。

● 次の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」 ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

● 代理人により議決権を行使される場合は、代理人は株主さまご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は当行の議決権を行使しうる他の株主さま1名とさせていただきます。

● 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類について、修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。

当行ホームページ

<https://www.114bank.co.jp/>



インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

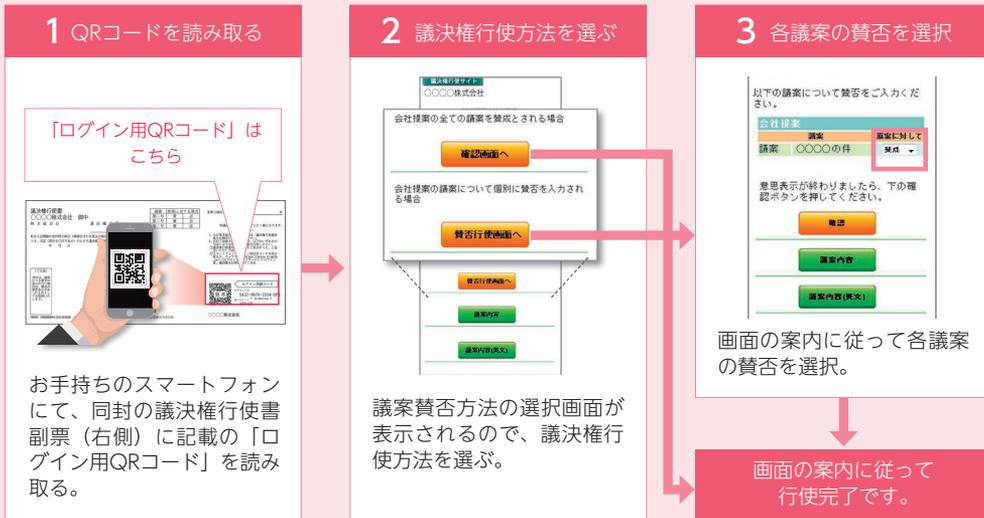
2021年6月28日（月）
午後5時受付分まで



「QRコード行使」による方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



2回目以降のログインの際は…

右頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

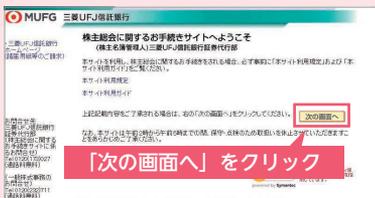
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、「議決権行使についてのご案内」（2頁）に記載のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。



「議決権行使ウェブサイト」による方法

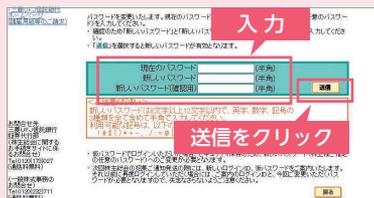
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



2 お手元の議決権行使書紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



■ 議決権行使方法について

- 毎日午前2時から5時まで取扱いを休止します。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問合せください。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- 書面(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、株主の皆さまへの安定的な利益還元に配慮しつつ、内部留保の充実度合い、利益の状況および経営環境等を総合的に考慮したうえで配当を実施する方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は887,261,700円となります。

これにより、当事業年度の年間配当は、先に実施いたしました中間配当（1株につき40円）を含めまして、1株につき70円（前期に比べ10円減配）となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等	取締役会出席状況
1	あやだ ゆうじろう 綾 田 裕次郎	再任 取締役頭取 (代表取締役)	12/12回 (100%)
2	かがわ りょうへい 香 川 亮 平	再任 取締役副頭取兼 C C O (代表取締役)	12/12回 (100%)
3	おおやま きいちろう 大 山 揮一郎	再任 取締役専務執行役員 (代表取締役)	12/12回 (100%)
4	とよしま まさかず 豊 嶋 正 和	再任 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
5	ふじむら あきひこ 藤 村 晶 彦	再任 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
6	くろかわ ひろゆき 黒 川 裕 之	再任 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
7	あなだ かずひさ 穴 田 和 久	再任 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
8	かなもと ひであき 金 本 英 明	新任 常務執行役員	—

1. 各取締役候補者は、独立役員である社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員である社外取締役で構成する「指名・報酬等ガバナンス協議会」の審議・答申を経て、取締役会において決定いたしました。
2. C C O(Chief Compliance Officer)はコンプライアンス最高責任者として当行のコンプライアンス全般を一元的に統括管理いたします。

候補者番号

1

あやだ ゆうじろう
綾田 裕次郎

再任



生年月日

1959年5月10日生
(62歳)

取締役在任年数

6年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

50,866株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2016年4月	同 取締役専務執行役員
2006年3月	同 栗林支店長	2017年4月	同 取締役頭取 現在に至る
2008年4月	同 名古屋支店長		
2010年4月	同 営業統括部長		
2012年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長		
2015年6月	同 取締役常務執行役員		

担当

監査部

重要な兼職の状況

一般社団法人香川県銀行協会 会長

取締役候補者とした理由

綾田裕次郎氏は栗林支店長、名古屋支店長、営業統括部長、東京支店長等を歴任したのち、2015年6月より取締役常務執行役員、2016年4月より取締役専務執行役員、2017年4月より取締役頭取をつとめ、その職責を適切に果たしております。その豊かな知識と経験、優れた判断力により引き続き当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

かがわ りょうへい
香川 亮平

再任



生年月日

1958年11月21日生
(62歳)

取締役在任年数

7年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

4,177株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2021年4月	同 取締役副頭取兼CCO 現在に至る
2010年4月	同 経営企画部長		
2012年4月	同 執行役員神戸支店長		
2014年4月	同 常務執行役員		
2014年6月	同 取締役常務執行役員		
2016年4月	同 取締役専務執行役員		
2019年4月	同 取締役専務執行役員 兼CCO		

担当

コーポレートスタッフ部門統括
コンプライアンス統括部、秘書室

重要な兼職の状況

四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)

取締役候補者とした理由

香川亮平氏は経営企画部長、神戸支店長等を歴任したのち、2014年6月より取締役常務執行役員、2016年4月より取締役専務執行役員、2021年4月より取締役副頭取をつとめており、現在はコーポレートスタッフ部門を統括しております。また、2019年4月以降は、CCO(コンプライアンス最高責任者)も兼ねており、その職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

おおやま きいちろう
大山 揮一郎

再任



生年月日

1959年6月25日生
(62歳)

取締役在任年数

4年(本総会最終時)

所有する当行の株式数

2,853株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2017年6月	同 取締役常務執行役員
2007年7月	同 東京支店副支店長	2021年4月	同 取締役専務執行役員 現在に至る
2008年7月	同 本店営業部副部長		
2011年4月	同 広島支店長	担当	
2013年4月	同 営業統括部副部長	市場・営業関連部門統括	
2014年4月	同 執行役員岡山支店長	営業戦略部、地域創生部、	
2017年4月	同 常務執行役員	ソリューション推進部	

取締役候補者とした理由

大山揮一郎氏は広島支店長、営業統括部副部長、岡山支店長等を歴任したのち、2017年6月より取締役常務執行役員、2021年4月より取締役専務執行役員として市場・営業関連部門を統括し、その職責を適切に果たしております。営業面における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き当行の発展に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

とよしま まさかず
豊嶋 正和

再任



生年月日

1963年3月5日生
(58歳)

取締役在任年数

4年(本総会最終時)

所有する当行の株式数

2,951株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2017年4月	同 常務執行役員
2011年10月	同 営業統括部副部長	2017年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2012年4月	同 融資部副部長		
2013年4月	同 経営企画部長	担当	
2015年4月	同 執行役員経営企画部長	経営企画部、事務統括部、事務集中部	

取締役候補者とした理由

豊嶋正和氏は営業統括部副部長、融資部副部長、経営企画部長等の本部各部の要職を歴任したのち、2017年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在は経営企画部、事務統括部、事務集中部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続きその専門的な知識や経験を活かして、当行の発展に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

ふじむら あきひこ
藤村 晶彦

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2017年4月	同 常務執行役員
2007年7月	同 審査部部長補佐	2018年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2010年10月	同 仏生山支店長		
2012年4月	同 新宿支店長	担当	
2015年4月	同 執行役員大阪支店長	融資部	

生年月日

1960年11月5日生
(60歳)

取締役在任年数

3年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

2,934株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

取締役候補者とした理由

藤村晶彦氏は仏生山支店長、新宿支店長、大阪支店長を歴任したのち、2018年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在は融資部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続きその専門的な知識や経験を活かして、当行の発展に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

6

くろかわ ひろゆき
黒川 裕之

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2019年4月	同 常務執行役員
2009年1月	同 東京支店副支店長	2019年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2011年4月	同 福岡支店長		
2014年4月	同 融資部副部長	担当	
2016年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長	市場国際部	

生年月日

1962年5月31日生
(59歳)

取締役在任年数

2年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

2,400株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

取締役候補者とした理由

黒川裕之氏は福岡支店長、融資部副部長、東京支店長等を歴任したのち、2019年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在は市場国際部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続きその専門的な知識や経験を活かして、当行の発展に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

7

あなだ かず ひさ
穴田 和久

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2019年4月	同 常務執行役員
2011年10月	同 事務統括部副部長	2019年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2013年10月	同 経営企画部副部長		
2015年10月	同 事務統括部長	担当	
2017年4月	同 執行役員事務統括部長		リスク統括部、総務部
2018年4月	同 執行役員業務支援部長		

生年月日

1961年5月25日生
(60歳)

取締役在任年数

2年(本総会最終時)

所有する当行の株式数

1,673株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

取締役候補者とした理由

穴田和久氏は、経営企画部副部長、事務統括部長、業務支援部長等を歴任したのち、2019年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在はリスク統括部、総務部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続きその専門的な知識や経験を活かして、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

かな もと ひで あき
金本 英明

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2018年4月	同 執行役員人事部長
2011年10月	同 姫路支店長	2021年4月	同 常務執行役員 現在に至る
2014年4月	同 高松支店長		
2016年4月	同 人事部長	担当	
			人事部、業務支援部

生年月日

1962年12月11日生
(58歳)

取締役在任年数

—

所有する当行の株式数

1,400株

取締役会出席状況

—

取締役候補者とした理由

金本英明氏は、姫路支店長、高松支店長、人事部長を歴任したのち、2018年4月より執行役員、2021年4月より常務執行役員をつとめております。現在は人事部、業務支援部を担当し、その職責を適切に果たしております。今後もその専門的な知識や経験を活かして、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

- (注) 1.各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当行は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年6月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
また、保険契約に免責額および縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。

第3号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

現在の監査等委員である取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に際しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	社外取締役の経験スキル				
			企業経営	金融	財務会計	法務	地方創生
1	頼富俊哉 再任	監査等委員である取締役(常勤)					
2	組橋和浩 新任	常務執行役員 監査部担当補佐					
3	井原理代 再任 社外 独立役員	監査等委員である社外取締役			●		●
4	伊藤純一 再任 社外 独立役員	監査等委員である社外取締役	●	●	●		
5	山田泰子 再任 社外 独立役員	監査等委員である社外取締役			●		●
6	早田順幸 再任 社外 独立役員	監査等委員である社外取締役	●	●	●		
7	藤本智子 新任 社外 独立役員	—				●	

(ご参考)

本議案および第2号議案の候補者が原案どおり選任されますと、社外取締役の比率が3分の1以上、女性取締役が3名となります。

候補者番号

1

より とみ とし や
頼 富 俊 哉

再任



生年月日

1959年11月30日生
(61歳)

監査等委員である
取締役の在任年数

2年(本総会終結時)

取締役在任年数

2年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

4,000株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

監査等委員会出席状況

13/13回(100%)

上場企業の兼職数

0社

重要な兼職の状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2017年4月	同 常務執行役員
2008年1月	同 川島支店長	2019年4月	同 常務執行役員監査部担 当補佐
2009年4月	同 三木支店長	2019年6月	同 取締役監査等委員 現在に至る
2010年4月	同 秘書室長		
2013年4月	同 執行役員観音寺支店長 兼観音寺南支店長		
2015年4月	同 執行役員営業統括部長		
2016年4月	同 執行役員丸亀支店長		

取締役候補者とした理由

頼富俊哉氏は川島支店、三木支店、観音寺支店、丸亀支店と営業店長を歴任し、本部業務では秘書室長や営業統括部長を経験し、銀行業務全般に精通しております。引き続き豊富な経験や高い見識を活かして、取締役会の意思決定機能や経営監督機能の実効性強化を担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

くみ はし かず ひろ
組 橋 和 浩

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2016年4月	同 執行役員総務部長兼コンプライアンス法務室長
2012年10月	同 経営企画部副部長		
2015年4月	同 コンプライアンス法務室長兼総務部副部長	2018年4月	同 常務執行役員監査部長
		2021年4月	同 常務執行役員監査部担当補佐 現在に至る

生年月日

1960年7月17日生
(60歳)

監査等委員である
取締役の在任年数

—

取締役在任年数

—

所有する当行の株式数

1,600株

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

上場企業の兼職数

0社

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

組橋和浩氏は経営企画部副部長、総務部副部長、コンプライアンス法務室長、総務部長、監査部長を歴任し、銀行業務全般に精通しております。豊富な経験や高い見識を活かして、取締役会の意思決定機能や経営監督機能の実効性強化を担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

い はら みち よ
井 原 理 代

再任 社外

独立役員



生年月日

1945年8月8日生
(75歳)監査等委員である
取締役の在任年数

4年(本総会終結時)

社外取締役在任年数

6年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

11/12回(91.6%)

監査等委員会出席状況

12/13回(92.3%)

上場企業の兼職数

1社

重要な兼職の状況

香川大学名誉教授
高松大学経営学部客員
教授
四国電力株式会社
社外取締役(監査等委
員)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年11月	香川大学 経済学部教授	2014年4月	高松大学 経営学部教授
2002年4月	同 経済学部長	2014年6月	四国電力株式会社 社外取 締役
2004年4月	香川大学大学院 地域マネ ジメント研究科教授・研究 科長	2015年6月	当行社外取締役
2007年12月	日本放送協会経営委員	2017年6月	四国電力株式会社 社外取 締役(監査等委員)(現職)
2008年4月	同 経営委員兼監査委員	2017年6月	当行社外取締役(監査等委 員)
2009年4月	同 経営委員兼監査委員 (常勤)	2019年4月	高松大学 経営学部客員教 授(現職)
2009年4月	香川大学 名誉教授(現職)		現在に至る

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待する役割の概要

井原理代氏は香川大学経済学部および同大学院地域マネジメント研究科において教授の要職をつとめ、学識経験者として財務会計や地方創生等についての専門的知識を有し、人格見識ともに優れております。2015年6月から当行社外取締役、2017年6月から取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、当行は同氏が監査等委員として、引き続き独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、日本放送協会における実務経験も踏まえ、長年にわたる大学教授として培った専門的知識・知見を活かし、財務会計やガバナンスに資する助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

井原理代氏と当行の間には、一般預金者としての通常の銀行取引以外の取引関係はありません。

候補者番号

4

いとう じゅん いち
伊藤 純一

再任

社外

独立役員



生年月日

1950年11月26日生
(70歳)

**監査等委員である
取締役の在任年数**

4年(本総会終結時)

社外取締役在任年数

4年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

監査等委員会出席状況

13/13回(100%)

上場企業の兼職数

1社

重要な兼職の状況

日本碍子株式会社
社外監査役

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年4月	株式会社三菱銀行入行	2011年6月	株式会社ニコン 代表取締役兼副社長執行役員兼CFO(2016年6月退任)
2002年6月	株式会社東京三菱銀行 執行役員	2016年6月	同 顧問(2019年6月退任)
2005年6月	同 常務取締役	2016年6月	当行社外監査役
2006年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行 常務取締役	2017年6月	同 社外取締役(監査等委員)
2009年5月	同 専務執行役員(2011年6月退任)	2018年6月	日本碍子株式会社社外監査役(現職) 現在に至る

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待する役割の概要

伊藤純一氏は株式会社三菱UFJ銀行および株式会社ニコンの経営者としての豊富な経験と、金融や財務会計等に関する専門的知識を有し、人格見識ともに優れております。2016年6月から当行社外監査役、2017年6月から取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、当行は同氏が監査等委員として、引き続き独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、経営者としての経験や知見を活かし、当行経営に資する助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

伊藤純一氏は株式会社三菱UFJ銀行ならびに株式会社ニコンの出身者であり、当行は両社との間に通常の銀行取引がありますが、各社の年間連結総売上高に占める当行への売上高の割合は2%に満たず、また、当行の年間連結粗利益に占める各社との取引による粗利益の割合も2%に満たないことより、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏が株式会社三菱UFJ銀行を退職して既に9年11か月、株式会社ニコンを退職して1年11か月が経過しています。日本碍子株式会社と当行とは当事業年度において取引実績はありません。

候補者番号

5

やま だ やす こ
山 田 泰 子

再任

社外

独立役員



生年月日

1958年5月12日生
(63歳)監査等委員である
取締役の在任年数

2年(本総会終結時)

社外取締役在任年数

2年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

監査等委員会出席状況

13/13回(100%)

上場企業の兼職数

0社

重要な兼職の状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	香川県入庁	2014年4月	香川県健康福祉部次長
2008年4月	同 総務部総務事務集中課長	2015年4月	同 会計管理者兼出納局長
2009年4月	同 環境森林部環境政策課長兼総務部人権・同和政策課主幹	2018年4月	香川県立ミュージアム館長(2019年3月退任)
2012年4月	同 総務部総務学事課長兼総務部人権・同和政策課主幹	2019年6月	当行社外取締役(監査等委員) 現在に至る
2013年4月	香川県立保健医療大学 事務局長		

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待する役割の概要

山田泰子氏は香川県に入庁後、環境・福祉・会計等の部署で要職を歴任し、地方行政における豊富な経験と、地方創生や財務会計等についての専門的知識を有し、人格見識ともに優れております。2019年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、当行は同氏が監査等委員として、引き続き独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、地方行政の現場で培った経験や知見を活かし、地方創生や顧客サービスに資する助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

山田泰子氏は、当行取引先である香川県の出身者であります。当行と香川県との間には、預金および融資取引がありますが、当行の年間連結粗利益に占める香川県との取引による粗利益の割合は2%に満たないこと、また、当行は香川県に寄付を行っておりますが、過去3年平均で年間10百万円未満であることより、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏が香川県を退職して既に2年2か月が経過しております。

候補者番号

6

そう だ のぶ ゆき
早 田 順 幸

再任 社外

独立役員



生年月日

1964年3月7日生
(57歳)

監査等委員である
取締役の在任年数

2年(本総会終結時)

社外取締役在任年数

2年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

11/12回(91.6%)

監査等委員会出席状況

12/13回(92.3%)

上場企業の兼職数

1社

重要な兼職の状況

企業年金ビジネスサービス株式会社代表取締役社長
株式会社大気社社外監査役

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	日本生命保険相互会社入社	2019年3月	同 取締役(2019年7月退任)
2014年3月	同 執行役員関連事業部長	2019年4月	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役副社長
2016年3月	同 執行役員関連事業部長兼審議役(総合企画部)	2019年6月	当行社外取締役(監査等委員)
2017年3月	同 執行役員代理店営業副本部長兼金融法人副本部長	2020年4月	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長(現職)
2018年3月	同 常務執行役員金融法人副本部長	2020年6月	株式会社大気社社外監査役(現職)
2018年7月	同 取締役常務執行役員(代理店部門、金融法人部門、販売スタッフ部門(代理店、金融法人関係)担当)兼金融法人副本部長		現在に至る

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待する役割の概要

早田順幸氏は日本生命保険相互会社および企業年金ビジネスサービス株式会社の経営者としての豊富な経験と、金融や財務会計等に関する豊富な知識を有し、人格見識ともに優れております。2019年6月から当行取締役監査等委員をつとめ、当行の経営を適切に監督していることから、当行は同氏が監査等委員として、引き続き独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、現役の企業経営者としての経験や知見を活かし、当行経営に資する助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

早田順幸氏は日本生命保険相互会社の出身者であり、当行は同社との間に保険販売に関する業務を受託する等の取引がありますが、当該取引先の年間連結総売上高に占める当行への売上高の割合は2%に満たず、当行の年間連結粗利益に占める同社との取引による粗利益の割合も2%に満たないことより、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏が日本生命保険相互会社を退職して既に1年11か月が経過しています。

なお、企業年金ビジネスサービス株式会社および株式会社大気社と当行とは当事業年度において取引実績はありません。

候補者番号

7

ふじもとともこ
藤本智子

新任 社外

独立役員



生年月日

1973年2月22日生
(48歳)監査等委員である
取締役の在任年数

—

社外取締役在任年数

—

所有する当行の株式数

0株

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

上場企業の兼職数

0社

重要な兼職の状況

藤本智子法律事務所
弁護士

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年11月	弁護士登録	2019年10月	香川地方労働審議会委員 会長代理(香川労働局)
2007年9月	藤本智子法律事務所開設 (現職)	2019年11月	高松市環境審議会委員
2015年4月	香川県弁護士会副会長(～ 2016年3月)	2020年4月	香川大学理事・副学長(内 部統制・男女共同参画推進 担当)(非常勤・現職)
2017年7月	香川県公益認定等審議会委 員	2020年4月	香川県次期総合計画策定懇 談会委員 現在に至る
2018年5月	香川県男女共同参画審議会 委員		
2018年7月	香川県環境審議会委員		
2019年3月	香川県収用委員会委員		
2019年4月	香川県紛争調整委員会会長 (香川労働局)(～2021年 3月) 四国整備局コンプラ イアンス・アドバイザー 委員会委員		

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待する役割の概要

藤本智子氏は弁護士としての高い専門性を備えたうえで、香川地方労働審議会委員や高松市環境審議会委員等の公職を歴任してきたことから、法律家としての観点のみならず、行政の現場で培った多様な視点・発想も持ち合わせております。当行は同氏の能力・経験を高く評価しており、監査等委員として、独立した立場から、経営監督機能を担うことができるものと判断しております。また、選任後の役割として、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、法律家としての経験や知見を活かし、法務リスクやコンプライアンスの観点から助言等を行っていただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

藤本智子氏が経営する「藤本智子法律事務所」と当行の間に顧問契約等の取引関係はなく、報酬支払等の実績もありません。なお、藤本氏が委員をつとめている各種委員等は全て、政策方針の策定や、意見の答申を行うことを目的として香川県等から委嘱されているもので、非常勤です。

- (注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
- 2.井原理代氏、伊藤純一氏、山田泰子氏、早田順幸氏および藤本智子氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.山田泰子氏の戸籍上の氏名は吉田泰子（よしだ やすこ）であります。
- 4.当行は、井原理代氏、伊藤純一氏、山田泰子氏および早田順幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- また、新任候補の藤本智子氏についても、選任が承認された場合、東京証券取引所に対し独立役員として届出する予定であります。
- 5.当行は、井原理代氏、伊藤純一氏、山田泰子氏および早田順幸氏との間に、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合、同様の契約を継続する予定であります。
- また、新任候補の藤本智子氏についても、選任が承認された場合、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6.当行は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、2021年6月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- また、保険契約に免責額および縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。

ご参考

選任後の取締役会の構成

氏 名				地 位 等
あや	だ	ゆう	じろう	取締役頭取 (代表取締役)
綾	田	裕	次郎	
		社内	男性	
か	がわ	りょう	へい	取締役副頭取兼 C C O (代表取締役)
香	川	亮	平	
		社内	男性	
おお	やま	き	いちろう	取締役専務執行役員 (代表取締役)
大	山	揮	一郎	
		社内	男性	
とよ	しま	まさ	かず	取締役常務執行役員
豊	嶋	正	和	
		社内	男性	
ふじ	むら	あき	ひこ	取締役常務執行役員
藤	村	晶	彦	
		社内	男性	
くろ	かわ	ひろ	ゆき	取締役常務執行役員
黒	川	裕	之	
		社内	男性	
あな	だ	かず	ひさ	取締役常務執行役員
穴	田	和	久	
		社内	男性	
かな	もと	ひで	あき	取締役常務執行役員
金	本	英	明	
		社内	男性	
より	とみ	とし	や	取締役 (監査等委員) 常勤
頼	富	俊	哉	
		社内	男性	
くみ	はし	かず	ひろ	取締役 (監査等委員) 常勤
組	橋	和	浩	
		社内	男性	
い	はら	みち	よ	取締役 (監査等委員)
井	原	理	代	
		社外	女性	
		独立役員		
い	とう	じゅん	いち	取締役 (監査等委員)
伊	藤	純	一	
		社外	男性	
		独立役員		
やま	だ	やす	こ	取締役 (監査等委員)
山	田	泰	子	
		社外	女性	
		独立役員		
そう	だ	のぶ	ゆき	取締役 (監査等委員)
早	田	順	幸	
		社外	男性	
		独立役員		
ふじ	もと	とも	こ	取締役 (監査等委員)
藤	本	智	子	
		社外	女性	
		独立役員		

(ご参考)

当行における社外取締役の独立性に関する基準

本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ現在又は最近^(注1)において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

1. 主要な取引先^(注2)

- 1) 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人その他の団体（以下、「法人等」という。）である場合はその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者）。
- 2) 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

2. 専門家

- 1) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。
- 2) 当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人等に所属する者。

3. 寄付

当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を寄付として受けている者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

4. 主要株主

当行の主要株主（議決権比率が5%を超える株主）、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主又はその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者

次に掲げるいずれかの者（重要^(注3)な者）の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）。

- 1) 上記1. から4. に該当する者。
- 2) 当行又はそのグループ会社（銀行法の分類に基づく子会社及び子法人等）の取締役、監査役、執行役員、使用人。

注1：「最近」の定義

・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。

注2：「主要な取引先」の定義

・当行を主要な取引先とする者とは、当該者の年間連結総売上高に占める当行への売上高の割合が2%以上となる場合をいう。
・当行の主要な取引先とは、当行の年間連結粗利益に占める当該者との取引による粗利益の割合が2%以上となる取引を行っている場合をいう。

注3：「重要」な者の例

・各会社の役員、部長クラスの者。
・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

以上

第152期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行及び子会社9社の計10社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務をはじめとする金融サービスに関する事業に加え、ICTや人材紹介などのソリューション提供を通じて地域経済の活性化に取り組んでおります。

<銀行業務>

当行の本店ほか支店、出張所等におきまして、当行グループの主力業務であります預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを行っております。また、百十四財田代理店株式会社におきましても、預金業務、内国為替業務を行っております。

<リース業務>

金融関連業務として、百十四リース株式会社がリース業務を行っております。

<その他業務>

金融関連業務として、百十四総合保証株式会社が信用保証業務を、株式会社百十四ディーシーカード及び株式会社百十四ジェーシービーカードがクレジットカード業務などを行っております。また、百十四ビジネスサービス株式会社が当行からの事務受託業務などを行っております。

非金融業務として、株式会社百十四システムサービスがICTソリューションを、株式会社百十四人材センターが人材紹介ソリューションを提供し、日本橋不動産株式会社が不動産の賃貸・管理業務を行っております。

(金融経済環境)

当期のわが国経済は、年度前半は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、景気が大きく落ち込みました。その後、輸出や生産活動などの一部や個人消費において持ち直しの動きがみられたものの、総じて厳しい状況が続きました。地元香川県も全国と同様であり、依然として厳しい状況が続いております。

なお金融面では、追加経済対策などを背景とした景気回復期待から米国株式市場が上昇したことを受けて、日経平均株価は上昇基調を強め、一時3万円台まで上昇する場面も見られました。

（企業集団を巡る事業の経過及び成果）

このような経済・社会環境のもと、当行は、地域金融機関として求められる金融サービスを維持するため、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に継続的に取り組んでおります。また、2020年4月よりスタートさせた中期経営計画「トライ ☆ ミライ！」（計画期間：2020年度～2022年度）に掲げた基本方針である「お客さま・地域との共通価値創造」に基づき、新型コロナウイルスの影響を受けられたお客さまに対し資金面での支援や返済条件の見直しなどに加え、コロナ後を見据えた経営改善や事業再生などの本業支援に取り組むとともに、収益力の強化や経費削減による経営体力の強化等を進めております。

当期に実施しました主要な取組みは以下のとおりであります。

<主要な施策>

【個人のお客さまへの取組み】

個人のお客さまの安心で豊かな暮らしの実現のため、2017年3月制定の「お客さまの資産運用及び資産形成をご支援する業務の基本方針」に基づき、お客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまとの多様な接点を設ける施策を実施してまいりました。

- ・2020年7月、お客さまのスムーズな資産承継ニーズにお応えするため、「114遺言代用信託～つなぐミライ～」の取扱いを開始し、2021年1月には本商品の「遺贈寄付」提携先法人等として、香川県内の全市町との契約締結を完了いたしました。
- ・2020年8月、いつでもどこでも手続きできるスマートフォンアプリ「114デジタル手続アプリ」の提供を開始いたしました。本アプリをご利用いただくことにより、お客さまの利便性向上と新型コロナウイルス感染症拡大の防止に貢献しております。

◆114デジタル手続アプリで可能なサービス内容

- ✓利用できないキャッシュカードの再発行手続
- ✓紛失・盗難によるキャッシュカード・通帳の喪失手続
（利用停止・再発行）
- ✓住所・電話番号の変更手続
- ✓学費口座振替受付

【法人のお客さまへの取組み】

金融の枠を超えた「地域のプラットフォーマー」として様々な取組みを実施し、法人のお客さまの企業価値向上と課題解決に貢献してまいりました。

- ・2020年12月、中小企業や個人事業主のお客さまの生産性向上とデジタルトランスフォーメーション（DX）推進を支援するため、freee株式会社（以下「freee」という。）と業務提携をいたしました。

◆業務提携によりお客さまへご提供するサービス

- ✓ 『会計フリー with 114BANK』のご提供
～銀行との情報共有機能を備えたクラウド会計ソフト～
- ✓ ICTコンサルティングサービスのご提供
～伴走型ICTツール導入支援サービス～
- ✓ 『freee 入出金管理 with 114BANK』のご提供
～複数金融機関の入出金明細管理サービス～※
※freeeが金融機関と提供する初めてのサービス

- ・2020年6月、事業承継に課題を抱えているお客さまの課題解決を支援するため、インクグロー株式会社と事業承継支援に関する業務提携をいたしました。同社が運営するマッチングサイト「事業引継ぎ.net」を活用することで、四国をはじめ全国の提携金融機関ネットワークを通じたマッチング強化に取り組んでおります。
- ・2021年1月、香川県で創業をお考えの方を支援し、資金繰りの基礎知識やクラウド会計の活用など、創業と事業のIT化に役立つ情報を提供するため、Setouchi-i-Baseと共同で「第1回Setouchi-i-Base創業セミナー」を開催いたしました。

【地元産業の発展に貢献する取組み】

「地元の課題」＝「当行が取組むべき課題」と捉え、地域資源の発掘、ブランド化、普及拡大に取り組んでおります。

- ・香川県及び県下全ての市町と「包括連携協力に関する協定書」を締結しております。本協定は、当行と各自治体が相互の人的・知的資源を効果的に活用し、地域社会の持続的発展に寄与することを目的としております。今後も「お客さま・地域社会との共存共栄」の経営理念のもと、地域社会が持続的に発展できるよう取り組んでまいります。

- ・2021年1月、香川県内における官民の連携を強化して、P P P / P F I手法を取り入れた案件形成を促進する目的で、香川県、高松市及び日本政策投資銀行と連携し「かがわP P P / P F I地域プラットフォーム」を設置いたしました。
 - ・2021年1月、観光関連事業者や自治体、DMO^{*1}等の皆さまに、四国の優れたコンテンツであるサイクリングや遍路を活用した観光客誘致の方法について学んでいただくために、「四国ツーリズムセミナー」を開催いたしました。(四国アライアンス主催)
- ^{*1}DMO (Destination Management/Marketing Organization)
観光地 (Destination) を活性化させて地域全体を一体的にマネジメントしていく組織

【ガバナンス及びコンプライアンスの態勢強化への取組み】

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠との認識のもと、継続的な態勢整備につとめております。

- ・取締役会の透明性・客観性を維持するため、独立社外取締役が全取締役に占める割合を三分の一以上としております。また、取締役候補者の指名及び取締役の解任、代表取締役の指名・解職、監査等委員ではない取締役の報酬等、その他ガバナンス及び経営上の重要な事項に関する審議を行う「指名・報酬等ガバナンス協議会」の委員長に独立社外取締役を任命し、取締役会の監督機能の強化を図るなど、ガバナンス態勢の強化につとめております。
- ・コンプライアンスに関しましては、「C C O (チーフ・コンプライアンス・オフィサー)」を最高責任者として、情報管理体制の強化やコンプライアンス体制の整備・高度化に取り組んでいます。また、グループ全体でコンプライアンス意識の徹底や内部管理態勢の充実につとめております。

<店舗等の状況>

2020年度に実施した店舗の移転及び設置は以下のとおりです。

2020年	5月	坂出市役所出張所を坂出支店内に移転
2020年	6月	田町支店及び桜町出張所（2019年9月に田町支店内に移転済）を本店営業部内に移転
2020年	6月	大野原支店を観音寺支店内に移転
2020年	7月	引田支店を白鳥支店内に移転 跡地に引田クイックスクエアを設置
2020年	9月	津田支店を志度支店内に移転 跡地に津田クイックスクエアを設置
2020年	9月	満濃支店を琴平支店内に移転 跡地にまんのうクイックスクエアを設置
2020年	10月	香西支店を新築移転
2020年	11月	鶴市出張所を香西支店内に移転
2020年	12月	鬼無出張所を香西支店内に移転
2020年	12月	松福支店を東支店内に移転 跡地に松福クイックスクエアを設置
2021年	3月	丸亀市役所出張所を丸亀支店内に移転
2021年	3月	畑田出張所を円座支店内に移転

上記のとおり、被統合店を統合店内に移転する「店舗内店舗方式」で店舗再編を進めるとともに、お客さまの利便性を確保するため、一部の店舗跡地にクイックスクエア*2を設置いたしました。なお、前期末の店舗数に変更はありませんが、拠点数としては、前期末比7拠点減少の105拠点となっております。

*2クイックスクエア

主に個人のお客さまを対象に預金業務、為替業務、税金・公共料金の納付等の取り扱いに特化した店舗

店舗外ATMにつきましては、期中3か所廃止する一方、移転した店舗の跡地の一部（6か所）に既設のATMを店舗外ATMに転用したことから、当期末の設置数は164か所（208台）となりました。また、利用可能なコンビニATMは、当期末現在、全国12,611か所（うち香川県104か所）となりました。

以上のような施策に取り組んだ結果、当期の主要な勘定及び業績は以下のとおりとなりました。

(主要な勘定及び業績)

<預金・預り資産>

当期末の預金残高は、法人、個人及び公共預金がいずれも増加したことにより、前期末比3,754億円増加して4兆4,405億円となり、譲渡性預金を含めた総預金では、前期末比3,700億円増加して4兆5,252億円となりました。

また、当期末の預り資産残高は、金融商品仲介が減少しましたが、投資信託及び一時払保険の増加により、前期末比45億円増加して3,041億円となりました。

<貸出金>

当期末の貸出金残高は、個人向け貸出金が減少しましたが、法人向け及び公共向け貸出金の増加により、前期末比1,884億円増加して3兆357億円となり3月期末で初めて3兆円を上回りました。

<有価証券>

当期末の有価証券残高は、前期末比132億円増加して1兆2,729億円となりました。なお、当期末の「その他有価証券」の差引評価益は、前期末比394億円増加して609億円となりました。

<損益>

・連結経常収益

当期の連結経常収益は、国債等債券売却益の減少によるその他業務収益の減少や貸出金利息の減少による資金運用収益の減少などにより、前期比77億78百万円減少して689億50百万円となりました。

・連結経常費用

当期の連結経常費用は、預金利息の減少による資金調達費用が減少したものの、多額の株式等償却の計上により、減少幅が前期比11億3百万円に留まる636億42百万円となりました。

・連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

以上の結果、連結経常利益は、前期比66億74百万円減少して53億8百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比51億50百万円減少して25億65百万円となりました。

<事業セグメント別の損益>

・銀行業務

銀行業務におきましては、経常収益は国債等債券売却益の減少によるその他業務収益の減少や貸出金利息の減少による資金運用収益の減少などにより、前期比79億58百万円減少して595億57百万円となりました。また、経常費用

は、預金利息の減少による資金調達費用が減少したものの、多額の株式等償却の計上により、減少幅が前期比11億9百万円に留まる557億19百万円となりました。この結果、経常利益は前期比68億50百万円減少して38億37百万円となりました。

・リース業務

リース業務におきましては、経常収益は前期比1億82百万円増加して84億63百万円となりました。また、経常費用は前期比70百万円増加して81億46百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1億12百万円増加して3億16百万円となりました。

・その他業務

その他業務におきましては、経常収益は前期比2億23百万円減少して55億55百万円となりました。また、経常費用は前期比4億76百万円減少して39億99百万円となりました。この結果、経常利益は前期比2億52百万円増加して15億55百万円となりました。

<自己資本比率>

当期末の自己資本比率（国内基準）は、連結ベースでは前期末比0.18ポイント上昇して9.35%、単体ベースでは前期末比0.09ポイント上昇して8.88%となりました。国内基準行に求められる4%を大きく上回っており、健全性を維持しております。

<経営指標の実績>

2021年3月期実績は下表のとおりです。

従来から保有している株式等について減損処理を行いました。貸出に加えて運用性商品販売等の役務取引等利益の獲得など本業での収益力強化に注力したほか、経費削減などに取り組み、決算への影響を最小限に抑えました。

今後も、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響が予想されますが、中期経営計画「トライ ☆ ミライ！」に掲げた各戦略の着実な実行を通じて、経営指標の目標達成につとめてまいります。

■経営指標

		2020年3月期 実績	2021年3月期 実績	中期経営計画 最終年度目標 (2023年3月期)
収益性	連結当期純利益(注)	77億円	25億円	60億円以上
健全性	連結自己資本比率	9.17%	9.35%	9.0%以上
効率性	単体OHR (業務粗利益ベース)	73.78%	76.76%	75%以下

(注)連結当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」

(対処すべき課題)

地域金融機関を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴いお客さまの事業活動や地域の経済活動は多大なる影響を受けており、回復にはかなりの時間を要すると思われま。当行では、今後も、お客さまの資金繰り支援やコロナ後を見据えた本業支援等に積極的に取り組んでまいります。

また、人口減少・少子高齢化等の社会問題が深刻化する中、低金利政策の長期化や国を挙げたデジタル化の推進等、地域金融機関を取り巻く環境は大きく変化しており、持続可能なビジネスモデルへの転換が今まで以上に求められております。

このため、中期経営計画「トライ ☆ ミライ！」において「総合コンサルティング・グループへの転換」を重点戦略として掲げ、お客さま起点の業務運営を前提に、営業店の推進体制や本部支援体制の整備に取り組んでおります。また、戦略の実現に欠かせない専門人材の育成、及び業務効率化等の構造改革を並行して進めております。

さらには、企業活動における気候変動リスクの重要度が高まっていることを受け、当行では「環境及び社会に配慮した投融資方針」を制定し公表いたしました。本方針のもと、投融資を通じてお客さまの環境及び社会の課題解決に向けた事業を支援するとともに、負の影響の低減・回避につとめます。

引き続き厳しい環境が続くことが予想されますが、お客さまや地域社会の発展を通じて当行も成長し、創出した利益を還元していくという好循環を通じて、ステークホルダーの皆さまが笑顔で過ごせる未来の実現をめざしてまいります。

2 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	80,813	77,196	76,728	68,950
経常利益	15,279	10,430	11,982	5,308
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,227	5,584	7,715	2,565
包括利益	15,148	△4,376	△34,246	44,306
純資産額	303,606	286,576	249,831	291,699
総資産	4,777,061	4,895,624	4,953,946	5,375,569

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金	3,963,431	3,960,208	4,071,711	4,447,681
定期性預金	1,297,805	1,191,414	1,131,916	1,101,810
その他	2,665,626	2,768,794	2,939,794	3,345,870
貸出金	2,837,842	2,832,813	2,855,331	3,042,938
個人向け	580,962	588,904	578,897	570,620
中小企業向け	1,422,930	1,452,756	1,429,469	1,549,887
その他	833,950	791,153	846,965	922,431
商品有価証券	55	153	5	13
有価証券	1,032,712	1,048,456	1,261,484	1,274,579
国債	244,572	279,920	329,924	247,616
地方債	64,318	145,997	273,008	335,494
その他	723,821	622,538	658,550	691,468
総資産	4,749,169	4,877,554	4,934,898	5,355,913
内国為替取扱高	30,663,255	31,242,844	32,687,240	31,481,782
外国為替取扱高	13,033百万ドル	11,253百万ドル	10,502百万ドル	8,292百万ドル
経常利益	13,016	9,153	10,685	3,835
当期純利益	8,965	5,048	6,901	1,665
1株当たり当期純利益	303円 67銭	171円 11銭	233円 80銭	56円 46銭
信託財産	219	220	213	206
信託報酬	1,619 千円	1,607 千円	1,612 千円	1,565 千円

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.1株当たり当期純利益につきましては、2018年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合しましたが、2017年度の期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。

3 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業務	リース業務	その他業務
使用人数	2,011人	53人	219人

(注) 使用人数は就業人員であります。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業務

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

香川県：本店、高松支店、丸亀支店など計91か店

香川県以外の四国地区：松山支店、高知支店、徳島支店など計10か店

関東、東海地区：東京支店、新宿支店、名古屋支店、計3か店

近畿地区：大阪支店、神戸支店、姫路支店など計9か店

中国、九州地区：岡山支店、広島支店、福岡支店など計16か店

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称 百十四財田代理店株式会社

主たる営業所又は事務所等の所在地 香川県三豊市

銀行代理業以外の主要業務 ー

ロ リース業務

百十四リース株式会社：高松本社

ハ その他業務

百十四総合保証株式会社：高松本社

株式会社百十四ディーシーカード：高松本社

株式会社百十四ジェーシービーカード：高松本社

百十四ビジネスサービス株式会社：高松本社

株式会社百十四システムサービス：高松本社

株式会社百十四人材センター：高松本社

日本橋不動産株式会社：高松本社

5 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	2,247
リース業務	629
その他業務	181
合計	3,058

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金額
銀行業務	香西支店 (2020年10月新築移転)	333
合計	—	333

6 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
日本橋不動産株式会社	香川県高松市 亀井町5番地1	不動産の賃貸・管理、福利厚生	65百万円	100.00%	—
百十四ビジネスサービス株式会社	香川県高松市 亀井町7番地15	現金等の精算・整理、ATMの保守・管理	10百万円	100.00%	—
株式会社百十四人材センター	香川県高松市 塩屋町8番地1	労働者派遣事業・委託による受託業務	30百万円	100.00%	—
百十四財田代理店株式会社	香川県三豊市 財田町財田上 2223番地2	銀行業務の代理店業	10百万円	100.00%	—
株式会社百十四システムサービス	香川県高松市 亀井町7番地の15	電子計算機による情報処理受託業務	90百万円	60.00%	—
株式会社百十四ジェシーピーカード	香川県高松市 田町11番地5	クレジットカード業務、金銭貸付、信用保証業務	50百万円	60.00%	—
株式会社百十四ディーシーカード	香川県高松市 田町11番地5	クレジットカード業務、金銭貸付、信用保証業務	30百万円	50.00%	—
百十四総合保証株式会社	香川県高松市 塩屋町8番地1	信用保証業務	30百万円	42.86%	—
百十四リース株式会社	香川県高松市 亀井町5番地1	総合リース業	500百万円	38.24%	—

(注) 連結される子会社及び子法人等は、上記の重要な子会社等9社であります。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細など各種データの授受のサービスなどを行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
7. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
8. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービスを行っております。
9. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
10. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
綾田 裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部 担当	一般社団法人香川県銀行協会 会長	—
香川 亮平	取締役専務執行役員兼CCO(代表取締役) コーポレートスタッフ部門統括、コンプライアンス統括部、人事部、秘書室 担当	四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
西川 隆治	取締役専務執行役員(代表取締役) 市場・営業関連部門統括、営業戦略部、業務支援部 担当		—
大山 揮一郎	取締役常務執行役員 地域創生部、ソリューション推進部 担当		—
豊嶋 正和	取締役常務執行役員 経営企画部、事務統括部、事務集中部 担当		—
藤村 晶彦	取締役常務執行役員 融資部 担当		—
黒川 裕之	取締役常務執行役員 市場国際部 担当		—
穴田 和久	取締役常務執行役員 リスク統括部、総務部 担当		—
田村 忠彦	取締役(常勤監査等委員)		—
頼富 俊哉	取締役(常勤監査等委員)		—
桑城 秀樹	取締役(社外取締役)(監査等委員)	桑城法律事務所 弁護士	—
井原理代	取締役(社外取締役)(監査等委員)	香川大学 名誉教授 高松大学 経営学部客員教授 四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
伊藤 純一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	日本碍子株式会社 社外監査役	—
山田 泰子	取締役(社外取締役)(監査等委員)		—
早田 順幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社大気社 社外監査役	—

- (注) 1.当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者による、執行部門からの日常的な報告聴取及び拠点の往査、並びに内部監査部門との緊密な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
- 2.当行は、取締役 桑城秀樹氏、井原理代氏、伊藤純一氏、山田泰子氏及び早田順幸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 3.井原理代氏は香川大学経済学部教授としての経験等を通じ、伊藤純一氏は株式会社ニコニコCFOとしての経験等を通じ、山田泰子氏は香川県会計管理者兼出納局長としての経験等を通じ、早田順幸氏は日本生命保険相互会社取締役としての経験等を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.当行は、執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
白鳥 一雄	常務執行役員 今治支店長
組橋 和浩	常務執行役員 監査部長
小槌 和志	執行役員
近藤 弘行	執行役員 本店営業部長
澁江 政興	執行役員 リスク統括部長
佐久間 達也	執行役員 経営企画部長
東原 隆啓	執行役員 ソリューション推進部長
矢野 博昭	執行役員 コンプライアンス統括部長
大平 正芳	執行役員 事務統括部長
金本 英明	執行役員 人事部長
永田 光輝	執行役員 岡山支店長
菅 弘	執行役員 丸亀支店長 兼 丸亀東支店長
多田 和仁	執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長
井上 富晴	執行役員 観音寺支店長 兼 観音寺南支店長 兼 大野原支店長
對馬 敬生	執行役員 大阪支店長

(ご参考) 2021年4月1日付で取締役及び執行役員の地位及び担当の異動がありました。
その結果、会社役員及び取締役を兼務していない執行役員の状況は以下のとおりであります。

会社役員の場合

(2021年4月1日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
綾田 裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部 担当	一般社団法人香川県銀行協会 会長	—
香川 亮平	取締役副頭取兼CCO(代表取締役) コーポレートスタッフ部門統括、 コンプライアンス統括部、秘書室 担当	四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
大山 揮一郎	取締役専務執行役員(代表取締役) 市場・営業関連部門統括、営業戦略部、 地域創生部、ソリューション推進部 担当		—
豊嶋 正和	取締役常務執行役員 経営企画部、事務統括部、事務集中部 担当		—
藤村 晶彦	取締役常務執行役員 融資部 担当		—
黒川 裕之	取締役常務執行役員 市場国際部 担当		—
穴田 和久	取締役常務執行役員 リスク統括部、総務部 担当		—
西川 隆治	取締役		—
田村 忠彦	取締役(常勤監査等委員)		—
頼富 俊哉	取締役(常勤監査等委員)		—
桑城 秀樹	取締役(社外取締役)(監査等委員)	桑城法律事務所 弁護士	—
井原理代	取締役(社外取締役)(監査等委員)	香川大学 名誉教授 高松大学 経営学部客員教授 四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
伊藤 純一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	日本碍子株式会社 社外監査役	—
山田 泰子	取締役(社外取締役)(監査等委員)		—
早田 順幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社大気社 社外監査役	—

取締役を兼務していない執行役員の状況

(2021年4月1日現在)

氏名	地位及び担当
白鳥 一雄	専務執行役員 本店営業部長
組橋 和浩	常務執行役員 監査部担当補佐
近藤 弘行	常務執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長
大平 正芳	常務執行役員 監査部長
金本 英明	常務執行役員 人事部、業務支援部担当
小槌 和志	執行役員
澁江 政興	執行役員 リスク統括部長
佐久間 達也	執行役員 事務統括部長
東原 隆啓	執行役員 丸亀支店長 兼 丸亀東支店長
永田 光輝	執行役員 岡山支店長
菅 弘	執行役員 今治支店長
多田 和仁	執行役員 営業戦略部長
井上 富晴	執行役員 観音寺支店長 兼 観音寺南支店長 兼 大野原支店長
對馬 敬生	執行役員 大阪支店長
大島 雄一	執行役員 融資部長
森 匡史	執行役員 経営企画部長

2 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりであります。

- ・当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬（役員報酬B I P 信託）」を主な構成要素とする。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、取締役会において、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じた適切かつ公正な体系のもと決定する。
- ・役位別、個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等における「基本報酬」、「賞与」、「業績連動型株式報酬」の割合は、各取締役に企業価値向上へのインセンティブが働くよう配慮して決定する。
- ・「基本報酬」については、経営環境や経営状況を踏まえ、取締役会において役位別支給額を定め、毎月支給する。
- ・取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の客観性及び透明性を高めるため、委員の過半数を独立社外取締役に構成し、互選により選出された独立社外取締役が委員長を務める「指名・報酬等ガバナンス協議会」（以下「協議会」という。）に諮問し、「協議会」は以下に定める事項につき審議のうえ取締役会に答申する。
 - (1)役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の算定方法の妥当性
 - (2)役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬の構成割合の妥当性
 - (3)役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の妥当性
 - (4)取締役の報酬制度全般に関する適切性
 - (5)その他
- ・取締役会は答申の内容を尊重するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等が全体としてバランスが取れたものであることに留意し決定を行う。
- ・監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての意見を述べるができる。

個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に当たっては、「協議会」が決定方針に基づき上記のような多角的な検討を行い答申しており、取締役会もその答申を尊重していることから報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、経営に対する独立性を重視するため、職責が反映された基本報酬のみとし、報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する事項

当行の取締役の報酬等の総額は、2017年6月29日開催の第148期定時株主総会において以下のとおり決議されております。

i. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内とする。

（当該総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名）

ii. 監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とする。

（当該総会後の監査等委員である取締役は6名）

iii. 上記報酬等の上限額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入する。当行が拠出する金銭の上限は、連続する3事業年度を対象として合計300百万円であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付等が行われる株式の総数は、3事業年度で上限6.6万株（2018年10月1日株式併合後）とする。

（当該総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名）

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

「賞与」については、単年度の業績に対する取締役の責任を明確にするため、あらかじめ取締役会で親会社株主に帰属する当期純利益（以下「連結当期純利益」という。）の達成状況により0%～130%の比率で変動する役位別支給額を定めております。個人別の「賞与」額は、業績の確定後、役位別支給額に各取締役の通年評価等を加味して取締役会で決定し年1回支給しております。

・「賞与」に係る指標の目標及び実績

「賞与」に係る指標としている連結当期純利益は25億円の実績を計上しております。なお、2020年5月15日に公表した2021年3月期の連結当期純利益の予想値は40億円でした。

⑤ 非金銭報酬等の内容

「業績連動型株式報酬」については、中長期的な業績と報酬等との連動性を明確にするため、あらかじめ取締役会で中期経営計画を踏まえた連結当期純利益等の業績目標の達成状況により0%～150%の比率で変動する役位別ポイントの算定方法を決定しております。ポイントは毎年付与し、取締役在任中の累積ポイントに基づき、原則として取締役退任後に株式及び株式を一部現金化して支給しております。

・「業績連動型株式報酬」に係る指標の目標及び実績

「業績連動型株式報酬」に係る主な指標としている連結当期純利益は25億円の実績を計上しております。

なお、2020年5月15日に公表した2021年3月期の連結当期純利益の予想値は40億円でした。

また、中期経営計画における連結当期純利益の目標は60億円以上（最終年度である2022年度目標）であります。

⑥ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	
			金銭報酬		非金銭報酬
			基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	8人	242	178	20	42
取締役（監査等委員）	7人	78	78	—	—
計	15人	320	256	20	42

(注) 当行の使用人を兼ねている会社役員は該当ありません。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
取締役（監査等委員）桑 城 秀 樹	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
取締役（監査等委員）井 原 理 代	
取締役（監査等委員）伊 藤 純 一	
取締役（監査等委員）山 田 泰 子	
取締役（監査等委員）早 田 順 幸	

4 補償契約

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	<p>イ.被保険者の実質的な保険等負担割合 保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。</p> <p>ロ.填補の対象となる保険事故の概要 特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。 ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。</p> <p>ハ.役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置 保険契約に免責額及び縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。</p>

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
取締役（監査等委員）桑城秀樹	桑城法律事務所 弁護士（当行と同事務所との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）井原理代	香川大学 名誉教授（当行と同法人との関係で記載すべき事項はありません。） 高松大学 経営学部客員教授（当行と同法人との関係で記載すべき事項はありません。） 四国電力株式会社 社外取締役（監査等委員）（当行は同社との間で経常的な金融取引があります。）
取締役（監査等委員）伊藤純一	日本碍子株式会社 社外監査役（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）早田順幸	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。） 株式会社大気社 社外監査役（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。）

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役（監査等委員）桑城秀樹	7年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	桑城氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）井原理代	5年 10か月	取締役会 12回開催のうち 11回出席 監査等委員会 13回開催のうち 12回出席	井原氏は、学識者としての豊富な経験と専門的な知見に基づき、特に、地方創生への取り組みや財務報告・内部監査の適切な運営等について積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）伊藤純一	4年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	伊藤氏は、金融機関等の経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、特に、収益管理やリスク管理等の観点から当行経営に資する積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）山田泰子	1年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	山田氏は、公職を歴任した豊富な経験と専門的な知見に基づき、特に、地方創生への取組みや顧客サービス及びダイバーシティの観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）早田順幸	1年 10か月	取締役会 12回開催のうち 11回出席 監査等委員会 13回開催のうち 12回出席	早田氏は、金融機関等の経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、また、現役の企業経営者としての知見を活かし、特に、経営改革や企業風土改革の観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
取締役（監査等委員）	5人	39	—
報酬等の合計	5人	39	—

4. 当行の株式に関する事項

1 株 式 数

発行可能株式総数 99,300千株

発行済株式の総数 30,000千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数 17,483名

3 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,495千株	5.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,123	3.79
日本生命保険相互会社	900	3.04
日本ハム株式会社	632	2.13
百十四銀行従業員持株会	600	2.02
太平洋セメント株式会社	595	2.01
明治安田生命保険相互会社	569	1.92
住友生命保険相互会社	500	1.69
S M B C日興証券株式会社	484	1.63
株式会社タダノ	438	1.48

(注) 1.持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（424千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3.日本ハム株式会社の持株数等のうち500千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

4.太平洋セメント株式会社の持株数等のうち595千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

4 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 長尾 礎樹 指定有限責任社員 川口 輝朗	107	(注)1、3

- (注) 1.監査等委員会は、会計監査人の監査計画日数・配員計画等から見積もられた報酬額について、会計監査の職務遂行状況及び監査等委員会の定める「会計監査人評価基準」に基づき報酬見積りの相当性等を確認した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2.当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の「当該事業年度に係る報酬等」には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 3.報酬等には公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払うべき報酬等が含まれております。なお、非監査業務の内容は「基礎的内部格付手法への移行に関わる業務委託」「CVA導入に向けたコンサルティング」「『時価の算定に関する会計基準』の導入に係るコンサルティング」「収益認識基準の導入支援サービス」等であります。
- 4.当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に、当行・子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は111百万円であります。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行は、経営理念に基づき、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を得るため、内部統制システムの整備に係る基本方針を下記のとおり定め、業務の健全性・適切性を確保する態勢を整備しております。

1 業務の適正を確保するための体制

① 法令等遵守態勢

(取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

- ・「百十四銀行 行動指針」、 「百十四銀行倫理規定」、及び「コンプライアンス規定」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。
- ・当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCOの統括管理のもと、コンプライアンス統括部においてコンプライアンスに関して一元的に管理・指導を行います。また、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、体制の整備・高度化を図ることでコンプライアンスを浸透させ、信頼される企業基盤の確立に繋がります。
- ・内部監査部門である監査部は、コンプライアンスの状況について監査を実施します。
- ・コンプライアンスに関する各種相談を受付ける内部通報窓口「『ほっと』ダイヤル」をはじめ、情報の提供及び収集手段を整備・運営します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と当行及びグループ全体をあげて対決し、同勢力からの不当要求を断固として拒絶するとともに関係遮断を徹底します。
- ・「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」のもと、マネー・ローンダリング等防止態勢を整備し、当行が犯罪資金の経路として利用されることを防止します。

② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- ・「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、適切に保存及び管理(廃棄を含む)するものとし、取締役が、これらの文書等を閲覧できる体制を構築します。

③ リスク管理態勢

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義したうえで、それぞれの管理部署を定め、適切なリスク管理を行います。
- ・リスクの適切な管理に必要な牽制機能が発揮される組織体制及び規定類を整備し、役割と責任を明確にしたコントロール活動を通じて、各種リスクを統合的に評価、モニタリングし継続的に管理することを、リスク管理の基本方針とします。
- ・人材の育成や教育・研修活動を通じてリスク管理を重視する風土の醸成に取り組みます。
- ・リスク統括部において当行全体のリスクを網羅的・総括的に把握・管理するとともに、頭取を委員長とするリスク管理委員会において組織横断的な議論を行い、各種リスクの管理状況に対する認識を深め、リスクを正確に把握し、その成果をリスク管理体制の整備・高度化に反映させることにより、経営の健全性と透明性の向上を目指します。
- ・緊急時の基本原則、対応態勢の重要事項を定めた緊急時対策規定等を整備し、緊急事態発生時において適切に対応します。
- ・内部監査部門である監査部は、リスク管理の状況について監査を実施します。

④ 取締役の効率的な職務執行態勢

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・取締役会において取締役の職務分担を定めるとともに、「内規」、「職務権限規定」により各部室の職務分掌及び職務権限を明確に規定することにより、職務執行の効率性を確保します。
- ・経営目標を明確に設定し、目標達成に必要な戦略及び管理指標を定め、その進捗状況及び評価を定期的に取締役に確実に伝達する体制を構築する等、取締役の職務執行が効率的に行われるための改善を継続的に行います。

⑤ グループ経営管理態勢

(当行及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・子会社等は、「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義し、適切なリスク管理を行います。
- ・子会社等は、「倫理規定」、「コンプライアンスマニュアル（コンプライアンス規定）」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- ・「百十四グループ会社運営管理基準書」に従い、当行と子会社等がお客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるよう、その機能の強化につとめます。
- ・当行と子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備します。

- ・ 当行と子会社等は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断を徹底します。
- ・ 当行と子会社等で締結した「監査に関する協定書」に基づき、監査部が業務運営態勢、法令等遵守態勢等を監査項目としてリスクベース監査を実施し、内部統制のモニタリングを行い、企業集団における業務の適正の確保を図ります。
- ・ 子会社等はその機能・役割に応じ、当行の関連各部室と連携をとって業務を進めて行くこととし、経営企画部がこれらを組織横断的に統括し管理します。

⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

(監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

- ・ 監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置します。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重します。
- ・ 専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助します。

⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

(取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の監査費用の処理に係る方針に関する事項、並びに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- ・ 取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を速やかに報告する体制を整備します。
- ・ 監査等委員会へ報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ・ 報告の対象範囲及び方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、代表取締役と監査等委員の協議により決定する方法によります。
- ・ 監査等委員の職務執行について生じる費用については、予算を設けております。また、有事における監査費用等の予算外の費用については、所定の手続を経て前払または償還するものとします。

- ・ 監査等委員に対し、経営執行会議及び委員会に出席し意見を述べる機会を提供するほか、委員会の下部機関である各部会にオブザーバーとして参加する機会も提供し、役職員と業務執行に関し議論・意見交換を行う場を創出します。
- ・ 監査等委員と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催します。
- ・ 内部監査部門は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力する等、連携の強化・充実につとめます。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 法令等遵守態勢

- ・ 「百十四銀行 行動指針」、「百十四銀行倫理規定」、「コンプライアンス規定」等に基づき研修及び臨店指導などのコンプライアンス教育を実施することで、コンプライアンス意識の醸成・浸透を図っております。
- ・ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて管理方法等の見直しを行っております。また、当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCOの統括管理のもと、コンプライアンス統括部によりコンプライアンスに関する一元的な管理・指導を行う体制を整備しております。
- ・ 内部通報窓口「‘ほっと’ダイヤル」をはじめ、職員向けアンケートの実施、コンプライアンス統括部によるコンプライアンス臨店の強化など、職員から様々な情報を収集する手段の整備に取り組んでおります。
- ・ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」等に基づき、暴力団排除条項の適用及び反社会的勢力に関するデータの収集・整備強化により、関係遮断及び排除の実施を進めております。
- ・ マネー・ローンダリング等の防止については、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」のもと、為替取引のモニタリング及び取引開始時のフィルタリング強化等、防止対策の実効性向上に取り組んでおります。
- ・ 「セキュリティポリシー（情報資産保護基本方針規定）」のもと、当行の保有する情報資産を適切に保護し管理する態勢を強化しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

- ・ 「文書管理規定」に基づき、経営執行会議等の議事録及びその他の文書等の保存・管理を実施し、取締役が必要に応じて速やかに閲覧できる管理態勢を構築しております。

③ リスク管理態勢

- ・ 「リスク管理基本規定」に基づき、リスク管理の総合方針及びリスク別管理方針を見直し、各種施策を策定・実施することで、リスク管理の高度化を進めております。

- ・リスク管理における所管部署の役割と責任を規定等で明確化するとともに、定期的な教育・研修で、リスク管理を重視する風土の醸成を図っております。
 - ・リスク管理委員会は、各種リスクの状況について定期的に報告を受け、必要に応じてリスク管理方法等の見直しを行っております。
- ④ **取締役の効率的な職務執行態勢**
- ・執行役員制度及び監査等委員会の機能活用等により、取締役会の業務執行と監督機能の分離等を進め、経営の意思決定の迅速化を図っております。
 - ・中期経営計画の戦略施策の遂行状況及び管理指標の進捗状況について、収益管理委員会（月次）並びに取締役会（四半期）へ報告のうえ、不芳な項目については課題を抽出し対策を講じております。
- ⑤ **グループ経営管理態勢**
- ・各子会社は、「リスク管理基本規定」に基づき、管理対象となるリスクを定義し管理方針を定める等、リスク管理の高度化に取り組んでおります。
 - ・各子会社は「倫理規定」及び「コンプライアンスマニュアル（コンプライアンス規定）」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範としております。
 - ・財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」等に基づき当行グループの内部統制管理体制を構築・運営するとともに、財務報告の効率化と堅確化に取り組んでおります。
 - ・当行及び各子会社の方針、経営戦略、規制・法令対応等について情報共有することで、お客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるようつとめております。
 - ・子会社において「反社会的勢力との関係遮断対応要領」に基づき、銀行保有のデータベースで定期的にスクリーニングする等、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。
- ⑥ **監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項**
- ・監査等委員会直属である監査等委員会室に監査業務の補助に足る能力・経験等を有する専属のスタッフを配置しております。
 - ・監査等委員会室スタッフは、監査等委員会の指示のもと必要な調査、及び情報収集を行い、監査業務を補助しております。
- ⑦ **監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢**
- ・取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を適宜報告しております。また、必要に応じて報告体制の見直しを行っております。

- ・ 経営執行会議及び各種委員会等への参加又は議案書の閲覧を通じて、監査等委員が業務執行に関して意見を述べることができる体制を整備しております。
- ・ 常勤監査等委員と代表取締役は「役員情報交換会」、監査等委員と代表取締役は「経営トップとの意見交換会」、社外監査等委員とCCOは「CCOとの情報交換会」を定期的に開催し、情報・意見交換を実施しております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

第152期末貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	892,871	預金	4,447,681
現金	42,135	当座預金	295,969
預け金	850,736	普通預金	2,779,397
買入金銭債権	23,598	貯蓄預金	90,560
商品有価証券	13	通知預金	20,579
商品国債	13	定期預金	1,101,810
有価証券	1,274,579	その他の預金	159,363
国債	247,616	譲渡性預金	91,721
地方債	335,494	コールマネー	12,089
社債	176,794	債券貸借取引受入担保金	56,643
株式	132,717	借入金	380,998
その他の証券	381,956	借入金	380,998
貸出金	3,042,938	外国為替	1,341
割引手形	12,600	売渡外国為替	111
手形貸付	76,851	未払外国為替	1,230
証書貸付	2,554,384	その他負債	47,694
当座貸越	399,102	未決済為替借	76
外国為替	9,429	未払法人税等	870
外国他店預け	8,202	未払費用	2,468
買入外国為替	89	前受収益	998
取立外国為替	1,136	従業員預り金	3,641
その他資産	59,648	金融派生商品	11,573
未決済為替貸	122	金融商品等受入担保金	3,097
前払費用	198	リース債務	1,111
未収収益	3,153	資産除去債務	220
金融派生商品	15,116	その他の負債	23,636
金融商品等差入担保金	37,389	役員賞与引当金	20
その他の資産	3,668	睡眠預金払戻損失引当金	247
有形固定資産	33,854	偶発損失引当金	127
建物	6,796	株式報酬引当金	123
土地	24,630	繰延税金負債	12,436
リース資産	1,105	再評価に係る繰延税金負債	5,082
建設仮勘定	0	支払承諾	21,938
その他の有形固定資産	1,321	負債の部合計	5,078,148
無形固定資産	3,753	純資産の部	
ソフトウェア	3,527	資本金	37,322
その他の無形固定資産	226	資本剰余金	24,920
前払年金費用	9,079	資本準備金	24,920
支払承諾見返	21,938	利益剰余金	164,581
貸倒引当金	△15,792	利益準備金	12,402
		その他利益剰余金	152,179
		固定資産圧縮積立金	273
		別途積立金	148,661
		繰越利益剰余金	3,244
		自己株式	△2,071
		株主資本合計	224,752
		その他有価証券評価差額金	42,321
		繰延ヘッジ損益	2,720
		土地再評価差額金	7,928
		評価・換算差額等合計	52,971
		新株予約権	41
		純資産の部合計	277,765
資産の部合計	5,355,913	負債及び純資産の部合計	5,355,913

第152期損益計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	金額
経常収益		59,557
資金運用収益	40,805	
貸出金利息	26,716	
有価証券利息配当金	13,437	
コールローン利息	1	
預け金利息	228	
その他の受入利息	422	
信託報酬	1	
役務取引等収益	10,236	
受入為替手数料	3,390	
その他の役務収益	6,845	
その他業務収益	3,959	
外国為替売買益	1,460	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	2,080	
金融派生商品収益	417	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	4,553	
償却債権取立益	848	
株式等売却益	2,850	
その他の経常収益	854	
経常費用		55,721
資金調達費用	2,279	
預金利息	666	
譲渡性預金利息	17	
コールマネー利息	112	
債券貸借取引支払利息	138	
借用金利息	336	
金利スワップ支払利息	940	
その他の支払利息	67	
役務取引等費用	3,934	
支払為替手数料	659	
その他の役務費用	3,274	
その他業務費用	3,905	
国債等債券売却損	3,904	
国債等債券償却	0	
営業経費	35,187	
その他経常費用	10,414	
貸倒引当金繰入額	1,592	
貸出金償却	1,350	
株式等売却損	55	
株式等償却	7,065	
その他の経常費用	351	
経常利益		3,835

次頁へ続く

(単位：百万円)

科目	金額	
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		215
固定資産処分損	54	
減損損失	161	
税引前当期純利益		3,620
法人税、住民税及び事業税	2,862	
法人税等調整額	△907	
法人税等合計		1,955
当期純利益		1,665

第152期末連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	893,016	預金	4,440,571
買入金銭債権	23,598	譲渡性預金	84,721
商品有価証券	13	コールマネー及び売渡手形	12,089
有価証券	1,272,943	債券貸借取引受入担保金	56,643
貸出金	3,035,782	借入金	393,331
外国為替	9,429	外国為替	1,341
リース債権及びリース投資資産	22,866	その他負債	55,302
その他資産	63,243	役員賞与引当金	20
有形固定資産	37,368	退職給付に係る負債	204
建物	9,180	役員退職慰労引当金	49
土地	25,206	睡眠預金払戻損失引当金	247
リース資産	23	偶発損失引当金	127
建設仮勘定	0	株式報酬引当金	123
その他の有形固定資産	2,957	繰延税金負債	12,074
無形固定資産	5,041	再評価に係る繰延税金負債	5,082
ソフトウェア	3,709	支払承諾	21,938
その他の無形固定資産	1,332	負債の部合計	5,083,870
退職給付に係る資産	7,721	純資産の部	
繰延税金資産	777	資本金	37,322
支払承諾見返	21,938	資本剰余金	30,486
貸倒引当金	△18,172	利益剰余金	173,620
		自己株式	△2,071
		株主資本合計	239,357
		その他有価証券評価差額金	42,595
		繰延ヘッジ損益	2,720
		土地再評価差額金	7,928
		退職給付に係る調整累計額	△945
		その他の包括利益累計額合計	52,299
		新株予約権	41
		純資産の部合計	291,699
資産の部合計	5,375,569	負債及び純資産の部合計	5,375,569

第152期連結損益計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		68,950
資金運用収益	40,653	
貸出金利息	26,792	
有価証券利息配当金	13,208	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
預け金利息	228	
その他の受入利息	423	
信託報酬	1	
役務取引等収益	11,646	
その他業務収益	3,959	
その他経常収益	12,689	
償却債権取立益	848	
その他の経常収益	11,840	
経常費用		63,642
資金調達費用	2,286	
預金利息	665	
譲渡性預金利息	17	
コールマネー利息及び売渡手形利息	112	
債券貸借取引支払利息	138	
借用金利息	379	
その他の支払利息	972	
役務取引等費用	3,249	
その他業務費用	3,905	
営業経費	37,046	
その他経常費用	17,155	
貸倒引当金繰入額	1,850	
その他の経常費用	15,304	
経常利益		5,308
特別利益		39
固定資産処分益	39	
特別損失		235
固定資産処分損	74	
減損損失	161	
税金等調整前当期純利益		5,111
法人税、住民税及び事業税	3,402	
法人税等調整額	△855	
法人税等合計		2,546
当期純利益		2,565
親会社株主に帰属する当期純利益		2,565

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 百 十 四 銀 行

取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 尾 礎 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 口 輝 朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百十四銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 百十四銀行

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 輝 朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百十四銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百十四銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第152期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

株式会社 百十四銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	田村忠彦	Ⓔ
常勤監査等委員	頼富俊哉	Ⓔ
監査等委員	桑城秀樹	Ⓔ
監査等委員	井原理代	Ⓔ
監査等委員	伊藤純一	Ⓔ
監査等委員	山田泰子	Ⓔ
監査等委員	早田順幸	Ⓔ

(注) 監査等委員 桑城秀樹、井原理代、伊藤純一、山田泰子及び早田順幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内略図

会場：高松市亀井町5番地の1 **当行本店（5階ホール）**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



J R 高松駅 徒歩約20分

ことடன்瓦町駅 徒歩約10分

※当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

昨年から、株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。